

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 9 号

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市学校給食費の管理に関する条例(令和 4 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「児童」の次に「(相模原市立小学校及び義務教育学校の第 1 学年の児童を除く。)」を加え、同条第 2 項第 1 号中「5 0, 6 0 0 円」を「6 3, 8 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 8, 3 0 0 円」を「8 0, 3 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に実施される学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に実施された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。